

議案第 27 号

三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

三次市長 福岡誠志

三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 16 年三次市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

(学) 校医	校医 1 人につき基本報酬 97,100 円 兼務 1 校につき 9,800 円 生徒 1 人につき 100 円
--------	---

」を

「

(学) 校医	校医 1 人につき基本報酬 年額 97,100 円 兼務 1 校につき 年額 9,800 円 定期健康診断児童・生徒 1 人に つき 100 円
--------	---

定期健康診断 1 時間につき 10,000 円
----------------------------

」に

改める。

#### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。